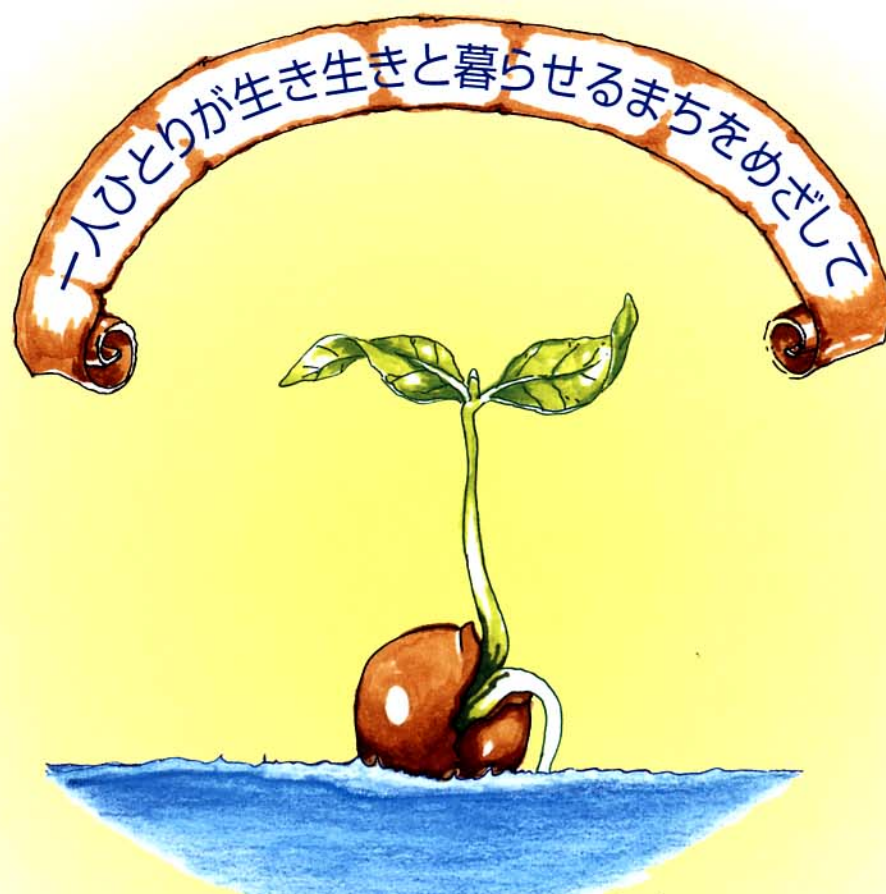


八戸市男女共同参画基本条例



はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい わたしもわたしらしくていい
お互いを思いやり お互いを認め合い お互いを高め合い
男だから女だからにとらわれず
自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを
ともに築くため
八戸市は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

男女共同参画社会とは？

「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担にとらわれずに、女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思で、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野に参加する機会が確保され、それぞれの個性と能力を発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会をいいます。

男女共同参画を

男女共同参画を推進するた

男女の人権の尊重

男女それぞれの人権を尊重し、性別により差別しないようにしましょう。また、一人ひとりが個性と能力を発揮できるようにしましょう。

社会における制度又は慣行についての配慮

「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担の意識が、地域活動への参加、職業や学校を決める時に影響を及ぼさないようにしましょう。



方針の立案及び決定への共同参画

男女が、対等なパートナーとして、さまざまな分野における方針の立案や決定の場に参画できるようにしましょう。

みんなが生きて暮らすために

男女共同参画の推進は、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化に対応するためにも、とても重要なことです。

そこで、市と市民の皆さんそして事業者が、その基本となる考え方をもとに、お互いに協力して男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くためのよりどころとなる条例を作りました。



推進するための5本の柱

めの基本的な考え方は、次のとおりです。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族一人ひとりがお互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動との両立ができるようにしましょう。

THE COMPATIBILITY...



THE SEX, THE GENITAL HEALTH AND RIGHT

性と生殖に関する健康と権利

男女ともお互いのからだの違いについて理解を深め、生涯にわたって健康に生活を送れるようにしましょう。また、お互いの意思で安心して妊娠と出産ができるようにしましょう。

事業者

株式会社や有限会社をはじめとする企業や個人商店のほか、NPO（民間非営利団体）や町内会などの営利を目的としない団体をいいます。

積極的格差改善措置

例えば、方針の立案や決定の場で、男女の数に著しい格差がある場合、必要な範囲内でどちらか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

相手が望んでいないのに性的な言葉をかけたり、体に触れたりするなどの行為をいいます。

さらに、このような行為に相手が不快感などを示したことに對し、職場であれば解雇、降格、減給などの不利益を与える行為も含まれます。

配偶者などへの暴力的行為

配偶者（内縁関係も含む）に対して、「殴る」「ける」「包丁を突きつける」などを行う暴力行為をいいます。また、「何を言っても無視する」「生活費を渡さない」という行為も含まれます。

取り組まなければならないこと

「男女共同参画を推進するための5本の柱」をもとに、次のことに取り組みしましょう。

市は

男女共同参画を推進するための施策（積極的格差改善措置を含む。）を作り、実施します。また、男女共同参画の推進は、市民の皆さん、事業者、国や県などと一緒に進めます。

市民の皆さんは

家庭、職場、学校、地域などのさまざまな分野に、自分の意思で積極的に参画しましょう。また、市が行う男女共同参画を推進するための事業に協力しましょう。

事業者は

男女が対等なパートナーとして、ともに参画し、能力を発揮することができる体制を整備しましょう。また、市が行う男女共同参画を推進するための事業に協力しましょう。

八戸市男女共同参画基本条例

私たちの目指す21世紀の社会は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会である。

八戸市においては、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根強くあり、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により着実に発展を遂げてきた八戸市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くため、この条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されなければならないこと。
- (2) 男女が社会における活動を選択することに対して、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。
- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女がその一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動とその他の社会生活における活動との両立ができるようされなければならないこと。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解を深め、生涯を通じて健康な生活を営むこと並びに両性の合意の下に安心して妊娠及び出産ができることについて配慮されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第8条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校教育をはじめとするあらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の推進への取組が積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行う男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(苦情等の処理)

第14条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申し出があったときは、他の機関と連携し解決に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止)

第15条 何人も、社会生活のあらゆる場において、男女共同参画の推進の阻害要因となるようなセクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行わないようしなければならない。

(公衆に提供する情報に関する留意)

第16条 何人も、公衆に情報を提供する場合においては、性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

第17条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 事業者から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた者

5 前項の委員の定数は、15人以内とする。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任事項)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「開発審査会の委員」を「開発審査会の委員
男女共同参画審議会の委員」に改める。

八戸市男女共同参画基本条例の仕組み

男女共同参画推進の基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 性と生殖に関する健康と権利の尊重

責 務

市

男女共同参画の推進に関する施策の策定と実施

市 民

男女共同参画の推進への寄与、施策への協力

事業者

男女共同参画の体制整備、施策への協力

主な項目

基本的施策

- 基本計画の策定
- 男女共同参画に関する教育及び学習の振興
- 市民及び事業者への支援
- 施策の策定等に当たっての配慮
- 調査研究
- 男女共同参画推進月間（毎年10月）
- 年次報告
- 苦情等の処理

男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止等

- セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為の防止
- 公衆に提供する情報に関する留意

男 女 共 同 参 画 審 議 会

男女共同参画の推進に関する施策や重要事項について調査審議及び市長に対して意見を表明

男女共同参画社会の実現

市民一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市

市は何をするの？

市は、男女共同参画を推進するために次のことをします。

基本計画

男女共同参画を推進するため、基本となる計画を作ります。この計画を作る時には、市民の皆さんのご意見を生かすために、必要な機会を設けるとともに、男女共同参画審議会の意見を聴きます。

調査研究

男女共同参画の推進に向けた施策を作り実施するために、調査や研究を行います。

教育及び学習の振興

学校教育や社会教育などを通して、市民の皆さんや事業者にも男女共同参画への理解を深めてもらうため、教育及び学習の振興に努めます。

男女共同参画推進月間

毎年10月を「男女共同参画推進月間」としました。この月は、男女共同参画についての啓発活動を特に積極的に行います。

市民及び事業者の活動への支援

市民の皆さんや事業者が行う男女共同参画推進のための活動に対し、情報を提供するなどの支援を行います。

年次報告

男女共同参画の推進状況や施策の実施状況を毎年公表します。

施策の策定に当たっての配慮

施策を作り、また実施する時には、男女共同参画の推進に悪い影響を与えないようにします。

苦情の処理・相談への対応

市民の皆さんや事業者からの男女共同参画に関する市の施策についての苦情の申し出に応じます。また、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメントや配偶者などから暴力的行為を受けた時など、市民の皆さんや事業者からの相談を受け付け、他の機関と連携を取りながら解決に努めます。

防止や留意しなければならない行為

1.防止しなければならない行為

(1) セクシュアル・ハラスメント

職場、学校などの社会生活のあらゆる場でセクシュアル・ハラスメントを行わないようにしましょう。

(2) 配偶者などに対する暴力的行為

配偶者などに対し、身体的又は精神的な苦痛を与えないようにしましょう。

2.留意しなければならない行為

広く公衆に情報を提供する場合、性別による差別的な取扱い、固定的な役割分担などを連想させる表現を使用しないようにしましょう。

八戸市市民生活部男女参画国際課男女共同参画グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

Tel 0178-43-2111 内線(628,629)

ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

メールアドレス danjo@city.hachinohe.aomori.jp

R2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています